南北朝期防長守護覚書（三）

岩元　修一＊

Notes On *Bocho shugo* in the Nanbokucho period(3)

IWAMOTO Shuichi

論文要旨　本論文は、南北朝期防長守護研究の一環として観応擾乱期を中心に周防・長門両国守護の在職期間とそれに関わる若干の問題について検討を加え、従来の通説にかかわる理解を提示しようとするものである。

一　はじめに―問題の所在―

本稿は、観応擾乱期を中心にした防長守護の在職期間について再検討しようとするものである。

最初に、従来の説を整理し、論点を明確にしておこう。まず、これまでの通説ともいえる佐藤進一氏の説（１）を示そう。

［史料一］（佐藤進一『室町幕府守護制度の研究　下』東京大学出版会、一九八八年、一五八頁以下）

〈周防国〉

大内長弘	建武三・二～貞和四・八↓
上総左馬助	↑貞和五・閏六↓
大内長弘	↑貞和五・十二↓
河野通盛？	↑観応元↓
大内弘直	↑文和元・九～文和二・正

〈長門国〉

厚東武村	貞和四・三…貞和五・四？
足利直冬	貞和五・四～同・九？
厚東武村	貞和五・九？～観応元・四↓
高　師泰	↑観応元・九…観応二・二？
厚東武村	観応二・二？…同・十？
厚東武直	観応二・十～文和二・十一

ここに見える守護のうち、長門国の厚東武村、厚東武直については、別稿「南北朝期防長守護覚書（一）」（『宇部工業高等専門学校研究報告』第五八号）で検討を加えているので、本稿における両人に関する記述については結論のみを述べるにとどめる。詳細はそちらを参照していただきたい。

本稿ではまず、後述のようにいま少し検討の余地が残されているように思われる上総左馬助と足利直冬について考えよう。

次に、［史料一］を見ると、周防国の場合、大内長弘から河野通盛、そして長弘の息子弘直へと短期間に交代を繰り返しており、長門国の場合、厚東武村から高師泰、そして厚東武村へと同じように短期間に交代を繰り返していることに気付く。本稿では、このような擾

（二〇一三年一二月二〇日受理）

＊宇部工業高等専門学校一般科社会教室

乱期の短期間での頻繁な交代という理解にかえて、一人の正式守護が在職している間に、何らかの理由により別人が守護としての職務を事実上代行しており、そのことが頻繁な交代に見えるに過ぎないという立場から検討を加えることにしたい。

二　上総左馬助と足利直冬

ここでは、上総左馬助と足利直冬について検討しよう。まず、上総左馬助について検討するために関連史料を示そう。

［史料二］（東大寺文書、松岡久人編『南北朝遺文　中国四国編』一七二四号）

（端裏書）
「左馬助殿御奉書案貞和五壬六十六」
親尚掠給御奉書案
治田弾正親尚申周防国曾禰保半分地頭職事、申状具書如此、眼代押領云々、早速任御下文、沙汰付親尚、執進請取状、載起請之詞、可被注申之状、依仰執達如件、
　　貞和五年閏六月十六日　　　左馬助在判
（武藤）
厚東周防権守殿

［史料三］（東寺百合文書ヒ、松岡久人編『南北朝遺文　中国四国編』一七三０号）

東寺雑掌光信申周防国美和庄内兼行方年貢事、重申状如此、曾我六郎左衛門尉不応御下知云々、不日可究済之由、可被相触之状、依仰執達如件、
　　貞和五年閏六月廿九日　　　（上杉重能）伊豆守（花押）
　上総左馬助殿

［史料二］は、東京大学史料編纂所データベースを利用して影写本（写真版）で確認できる。『大日本史料』第六編の編者は、［史料二］の奉者を右馬助とする（２）。これを［史料二］に関する第一の理解と呼ぼう。

この第一の理解、つまり右馬助という読みを前提にしつつ［史料二］が案文であることから写し誤りと見て、ほぼ同じ時期に確認できる［史料三］の上総左馬助と同人とするのが佐藤進一氏の理解である（３）。これを［史料二］に関する第二の理解と呼ぼう。

これらの理解に対して［史料二］を幕府引付（内談）方頭人の奉書とするのが亀田俊和氏の理解（４）である。ただ、亀田氏の指摘は本稿とは異なる目的で執筆された論文中で［史料二］を典拠の一つとして一覧表に掲出されたものであり、［史料二］の奉者と［史料三］の充所との関連について検討されたものではないことを確認しておきたい。

以上、［史料二］の奉者の理解について、管見の限り大きく二つの説を確認した。右馬助とする『大日本史料』第六編の理解と左馬助の写し誤りとみる佐藤進一氏に代表される理解である。

では、佐藤進一氏の右の理解をふまえた場合、この上総左馬助は誰なのか、どのような立場の人物なのか、次に検討してみよう。

右に述べた第二の理解に立つと、上総左馬助は佐藤氏の指摘（５）のように貞和二年（一三四六）十月十八日付引付内談方奉書（６）の充所として幕府方因幡国守護の活動も確認できる。この人物について水野恭一郎氏の指摘をみると「当時「上総」を称したのは吉良氏であるので、因幡の守護は引きつづき吉良氏であったことが推察される」（７）という。水野氏による吉良氏の一族説はその後、吉井功児氏によって直義党の吉良氏家との説が出され、現在この説が有力である（８）。服部英雄氏も吉井説と同様のようである（９）。また、藤井崇氏も同じ理解である（１０）。

次に、［史料二・三］の左馬助の立場をどのように理解するかということである。佐藤氏は同一人物とみて足利直冬方の周防守護とする（１１）。亀田氏は幕府内談方頭人上杉朝房カとする（１２）。確かに［史料二］の奉者が「上総」左馬助なのかどうかという点には注意を要する。朝房は観応二年（一三五一）正月、足利直義派としての行動が確認できるからである（１３）。ただ、このように理解した場合、充所の厚東周防権守を守護とみることになると思われるが、当時の幕府方守護ではなく、隣国長門国の有力武士であった厚東周防権守武藤（１４）を周防国の遵行行為に起用している点を貞和五年（一三四九）閏六月十六日の状況の中でどのように考えるのかという新たな課題が出てくるように思われる。

さて、ここで上総左馬助の立場を考えるために、当時の幕府中央の政治状況を瞥見しておこう。足利直冬は、足利直義方として貞和五年（一三四九）四月、中国地方の八カ国成敗権を得て備後国に下

向していた。そして同年閏六月十五日、直義は尊氏にせまり高師直の執事職を罷免させたが、同年八月、師直が武力を行使して反撃に及び、直義はその地位を尊氏の息子義詮に譲り、直義派の直冬は父である尊氏から追討を受けることになって同年九月、九州へ落ちた。

したがって[史料二・三]は、幕府中央にあって直義方が一時的に権力を掌握した時期に発給されたものであることがわかる。そこで、このような状況を前提に佐藤氏の理解を整理すると、[史料二]は直冬方守護の立場から発給したもの、[史料三]は直冬方守護の上総左馬助に対して直義方の幕府引付（内談）方頭人上杉重能が発給したものとなる。

以上の検討をふまえて上総左馬助の立場について考えると、少なくとも二つの想定が可能である。一つは、[史料二・三]の左馬助を同一人物とみる立場である。これは佐藤進一氏に代表される理解である。この場合、これまで指摘されているように上総左馬助は直冬のもとで実際の守護として活動する人物、吉良氏家とみる説が有力である。いま一つは、[史料二]の奉者と[史料三]の充所の人物を別人とみる立場である。これは亀田俊和氏の理解である。

このような大きく二つの立場をふまえた場合、前者については、[史料二]の形式や内容が[史料三]とよく似ている点に注目して、[史料二]の奉者と[史料三]の充所の人物を直冬のもとで引付業務に従事する人物（１５）とみることもできるのではないかと考える。このように考えると、貞和五年（一三四九）四月に中国地方・備後国へ下向（１６）していた直冬方であれば、短期間とはいえそれなりに地域の実情にも通じていたことが推察され、そのような背景の中で厚東武藤に対して周防国守護が行う職務を直冬方から[史料二]を通して指示を出したとみてもさほど無理はないのかもしれない。

では、隣国長門国の場合について検討しよう。すでに[史料一]で確認したように佐藤進一氏は足利直冬を守護とする。根拠は次の史料である。

[史料四]（長門忌宮神社文書、松岡久人編『南北朝遺文　中国四国編』一七三四号）

長門国二宮太宮司国道申同国富安名事、任貞和二年十一月二日寄進状、不日可被沙汰付下地於国道之状如件、

貞和五年七月十二日　（足利直義）（花押）

左兵衛佐殿（足利直冬）

[史料四]は、足利直義が直冬に対して貞和二年（一三四六）十一月二日付の足利尊氏寄進状（長門忌宮神社文書）に任せて長門国富安名を沙汰し付けるように命じたものである。ここでは足利直義から直冬が直接指示を受けている。ところが[史料三]では、幕府中央の指示は直冬ではなく上総左馬助に充てられている。これは、一つには直冬に対して[史料三]の奉者が[史料三]の形式の文書で直接指示を出せる関係になかったからと考えることで説明できる。実際、直冬は九州へ下向した際、「御所」（１７）と称されることがあった。足利尊氏の実子で直義の猶子となった直冬は、他の守護や幕府の頭人クラスの武士とは異なり貴種とも呼ぶべき立場にあったことに注意が必要である。

このように理解すると、中国地方へ足利直義方として下向した直冬は、この地域の広域成敗権を与えられており、彼のもとには周防国の事例のように実際の活動に従事する配下の人物がいた可能性を考えることができる。とすると、関連史料は現存しないので推測ということになるけれど、長門国についても周防国と同じようなあり方を、つまり直冬のもとで実際に守護として活動する人物を別に想定できるのではなかろうか。

以上を要するに、周防国では、上総左馬助を通説のように守護とみる理解とは別に直冬配下の引付業務従事者とみる可能性を新たに指摘した。長門国では、直冬を通説のように守護とみる理解とは別に周防国と同じように直冬の下に実際の守護としての活動に従事する者がいる可能性を新たに指摘した。

三　観応擾乱期の長門・周防両国守護の検討

ここで、観応擾乱期の長門国守護の場合を考えよう。

まず、厚東武村が足利直冬と交代したことは通説に従う。直冬と守護の関係については前章ですでに述べた。ここでは、その後の高師泰の場合を検討する。

ここで、当時の幕府中央の政治状況を瞥見しておこう。

　高師泰を厚東武村の次の長門国守護とみる根拠は、師泰が直冬と同じように広域の成敗権を与えられて中国地方に下向したという理解であり、その事例として長門国の場合が佐藤進一氏によって指摘されている。

　そこで佐藤進一氏が高師泰守護在職の徴証として示された内容は、観応元年（一三五〇）九月十二日大和蔵人充、越後守（高師泰）書下状に「長門国有光宰相房跡、沙汰付于島津三郎右衛門尉資久、可執進請取」云々とあって、守護本来の職掌である遵行命令を発していることである（１８）。

　さて、このころ、本文前掲別稿でも確認したように長門国の守護厚東武村が所労などの事情がある場合、あるいは佐藤氏の指摘（１９）にもあるように、ある守護が押領などの当事者である場合などの事情がある時は、隣国の守護が当該国守護の役割を果たしたり、使節を派遣するなどの対応が確認できる。別稿でも確認したように厚東武村の守護としての活動状況を示す徴証が確認できない現状をふまえると（２０）、高師泰の活動もそのような視点で理解することができるのではなかろうか。

　では、周防国について、具体的には［史料一］に見える河野通盛の場合を検討してみよう。

　佐藤進一氏が河野通盛を周防国守護とした根拠は、足利直冬に属する内藤徳益丸代審覚が本領安堵を求めた際に持参したと見られる文書目録案の記載内容であった（２１）。周防国の所領に関する施行状とみられる幕府奉書の記述があったのである。この点については近年、この目録案には伊予国の所領も記されており、河野氏の施行はそのためではないかとする藤井崇氏の指摘（２２）がある。従うべき理解と考える。

四　おわりに

　以上の検討結果を簡単に整理して結びとしよう。

一、上総左馬助については、通説のように周防国守護とみる理解とは別に直冬配下の引付業務従事者とみる理解を新たな可能性として指摘した。

二、足利直冬については、通説のように長門国守護とみる理解とは別に周防国と同じように直冬の下に実際の守護としての活動に従事する者がいる可能性を新たに指摘した。

三、いわゆる観応擾乱期、長門国守護とされる高師泰、同じく周防国の河野通盛については、前者が軍事的非常事態の中での例外的な行為、後者は周防国以外に所有する所領に関わる通常の行為とみることができるのではないかと考えた。

（注）

（１）、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究　下』東京大学出版会、一九八八年、一六一頁。以下、特に断らない限り、佐藤氏の守護に関する理解は本書による。

（２）、『大日本史料』第六編十二、七五七頁。ここでは、右馬助の下は「在御判」とする。

（３）、佐藤注（１）著書一六一頁。

（４）、亀田俊和『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、二〇一三年、二八一頁所収の表２の№１４、初出は二〇〇六年。

（５）、佐藤注（１）著書三九頁。

（６）、松岡久人編『南北朝遺文　中国四国編』一四九六号。

（７）、水野恭一郎『武家時代の政治と文化』創元社、一九七五年、九四頁、初出は一九六〇年。

（８）、吉井功児『建武政権期の国司と守護』近代文藝社、一九九三年、一七二頁。

（９）、岡松仁氏のご教示によると、服部英雄「荘園現地調査から考えた南北朝内乱の意義―安芸国三入庄・備後国地毘庄・周防国仁保庄の調査を通じてみた武士の「家」の交代―」（『広島県文化財ニュース』一六三、一九九九年）を同氏のホームページに転載し、追記したものの中での指摘とのことである。岡松氏に対してこの場を借りてお礼を申し上げる。

（１０）、藤井崇「南北朝期長門国における厚東氏権力と弘世期大内氏権力」（『鎌倉遺文研究』二一、二〇〇八年、八五頁注（１１１）。ここでは、吉良氏と周防国牢礼令との関わりに言及がある点に注目しておこう。

（１１）、佐藤注（１）著書三九頁では「上総左馬助の実名は今明らかにしがたいけれど」と見えるけれど、同書索引を見ると、「吉良氏家（左馬助）　４０」と立項されており、著書本文において人名比定まではなされていなかったように思われる。

（１２）、亀田注（４）著書二八一頁表２の№１４。

（１３）、『園太暦』観応二年正月十三日条（『大日本史料』第六編十四、四一七頁）参照。

（１４）、厚東武藤についてはさしあたり藤井注（１０）論文六四頁以下参照。

（１５）、この点、川添昭二「「鎮西探題」足利直冬」『九州中世史研究』第二輯、文献出版、一九八〇年、二二四頁以下参照。

（１６）、貞和五年四月十一日条（『大日本史料』第六編十二、六〇一頁以下）を参照されたい。

（１７）、この点、川添注（１５）論文二三九頁注（３１）。

（１８）、佐藤注（１）著書一七二頁。

（１９）、佐藤注（１）著書六頁以下。

（２０）、若干補足しよう。貞和年間、武村に関する具体的な活動を示す史料は管見に入らないけれど、観応元年（一三五〇）に入ると厚東駿河権守武村充の幕府禅律方頭人奉書が出てくる。ここでは直接には訴訟の論人としての立場を示すものである。この点、佐藤注（１）著書一七一頁以下参照。

あわせて貞和五年（一三四九）六月九日付の幕府奉書が長井縫殿頭充に出されている点に言及しておこう。これは長門国の二宮造営に関するもので、厚東入道崇西に命じたがうまくいかないので長井に命じたことがわかる。この充所である長井縫殿頭について、松岡久人氏の編になる『南北朝遺文　中国四国編』一七一三号では長井重継としている。ここで小泉宜右「御家人長井氏について」（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年）を見ると、七三五頁以下に庶子家の田総氏の説明があり、その中に重継を確認できる。しかし、系図では縫殿助とあって縫殿頭とは出ていない。また、貞和元年（一三四五）十二月十七日付で足利直義の下文が長井縫殿助重継法師充に出されている（前掲『南北朝遺文　中国四国編』一四四二号）が、すでに「法師」とあるように重継はこの段階で出家していたことが明らかである。

以上の点から判断して厚東武村が守護であった時期、貞和五年（一三四九）六月九日付で幕府奉書が充てられた長井縫殿頭をすでに出家し系図が縫殿助と記す長井重継と見ることはできないのではなかろうか。

ここでは『山口県史　通史中世』三三八頁で記したように、前掲小泉氏の論文に従い、鎌倉時代には六波羅評定衆家・備後守護家であった長井氏のうち、当時縫殿頭を称した人物、高広と考えてみた。

（２１）、佐藤注（１）著書一六二頁以下。

（２２）、藤井注（１０）論文八四頁注（６８）。

（追記）本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（Ｂ））、「紛争　解決制度化の比較史-前近代における「裁判」と「裁判外」-」、研究代表者駒澤大学法学部教授北野かほる氏）による研究分担の成果の一部である。

最後になったが、本稿を成すに際しては、山口県史編さん室及びすでに解散したが同中世部会の各位に多大な御教示をいただいた。ここに明記してお礼を申し上げる次第である。

（初校に際して）

藤井崇氏の注（１０）論文は同氏の著書『室町期大名権力論』（同成社、二〇一三年一二月）に全面的に改稿の上、収録されている。本稿の内容と関連する箇所もあるが、本稿の提出期限が十一月二十九日ということもあり具体的に言及できなかった。